

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年11月12日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	国際のETF VIX短期先物指数
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年2月12日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還の手続きを開始することの決定に伴い、所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<更新後>

〔信託終了（繰上償還）および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定ならびに監理銘柄（確認中）への指定のお知らせ〕

以下の内容は、2021年11月10日付の適時開示情報を基に記載したものです。

委託会社は、当ファンドにつきまして、繰上償還および当該繰上償還にかかる投資信託約款の重大な内容の変更(以下、「重大な約款変更」といいます。)を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを決定いたしました。当該書面決議においては、2023年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と決めました。

なお、当該繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更に関する書面決議が可決された場合、2024年2月13日付で約款変更を実施、2024年2月14日を信託終了日として繰上償還する予定であり、当ファンドは2021年11月10日以降、東京証券取引所において監理銘柄(確認中)に指定されます。

<重大な約款変更の概要>

1. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

書面決議の対象受益者の確定基準日	2023年11月14日（火）
書面決議に関する書類発送日	2023年12月20日（水）
議決権行使書面による議決権行使期限	2024年1月9日（火）
書面決議日	2024年1月11日（木）
買取請求開始日（予定）	2024年1月12日（金）
買取請求終了日（予定）	2024年1月31日（水）
約款変更実施日（予定）	2024年2月13日（火）
信託終了日（予定）	2024年2月14日（水）

2. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄（確認中）」への指定	2021年11月10日（水）
「整理銘柄」への指定	2024年1月11日（木）
東京証券取引所における最終売買日	2024年2月9日（金）
上場廃止日	2024年2月12日（月）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更の内容および理由

<内容>

当ファンドの信託期限を無期限から2024年2月14日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。

<理由>

当ファンドは東京証券取引所への上場以来「運用の基本方針」に則り、基準価額の変動率を、円換算したS&P 500 VIX 短期先物指数（S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目指して運用を行ってまいりました。

当ファンドの対象指数はその性質上、短期的に大きな収益機会をご提供できることもある一方、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく特性を有しており、これに伴い当ファンドも基準価額が逡減する特性を有しております。このため、基準価額が低水準となり、1口当たりの基準価額における1円の変化が与える影響が相対的に大きくなったことを受け、2017年9月に、投資家のみなさまに、より適正・円滑な形で取引を行っていただけるよう受益権併合を実施いたしました。基準価額はふたたび逡減傾向にあります。なお、当ファンドの取引所での取引価格は、市場の需給により影響を受けますが、理論的には裁定が働くことから、基準価額から大きな乖離が生じにくい傾向にあり、同様の経過を辿っております。

今般、再度の受益権併合の実施についても検討いたしましたが、上述の価格特性を有していることから、今後もご提供し続けることで将来的に投資家のみなさまの大切なご資産を減価させてしまう可能性を考慮し、再度の受益権併合ではなく、投資信託約款第 43 条および第 49 条に規定している「受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合」に該当すると判断いたしました。一方で、他の商品にはみられない価格特性をもつ商品として、市況によっては短期的に大きな収益機会をご提供できることもあり*、それを期待している投資家のみなさまの売却機会に配慮する必要があると考えました。

そのため、繰上償還の手続を行うことについて通常より早期に決定し、信託期間を無期限から 2024 年 2 月 14 日までとする投資信託約款の重大な変更と繰上償還手続きに係る書面決議までの期間を 2 年程度確保する日程といたします。

*必ずしも大きな収益が得られるということを示唆・保証等するものではありません。

【投資家のみなさまへ】

当社（委託会社）は当ファンドを2010年12月15日に純資産3億100万円で設定し、2010年12月20日に東京証券取引所に上場いたしました。当ファンドは、他の商品にはみられない価格特性をもつ商品として、上場以来多くの投資家のみなさまに活用いただいてまいりました。しかしながら、短期的に大きな収益機会をご提供できることもある一方、対象指数が、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく特性を有することから、当ファンドも中長期的には価格が逡減する特性を有しており、投資家のみなさまの中には、大きな損失を被られた方もいらっしゃるのではないかと危惧しております。

また、価格が低水準となるにつれて、1円の変化が与える影響が相対的に大きくなり、対象指数の変動を捉えにくくなる状況となることから、2017年には、わが国で初めてとなる受益権併合を実施し、投資家のみなさまに、より適正・円滑な形で取引を行っていただけるよう対応してまいりました。しかしながら、中長期には価格が逡減していくという特性が誤解なくご理解いただけているのか、また、広く一般の投資家のみなさまに投資いただくのに適した商品であるか、これまで頂戴してきた多くのご意見をふまえ、当ファンドの継続の是非について、社内で議論を重ねてまいりました。

その結果、価格が逡減していく特性を有する当ファンドのご提供を続けることで、将来的に投資家のみなさまの大切なご資産を減価させてしまう可能性を考慮し、この度、当ファンドを繰上償還することを提案させていただき、書面決議にお諮りするという決断に至りました。

なお、この決断に際して、投資家のみなさまが当ファンドのお取引についてご判断いただく期間をできる限り長く設けるため、異例ではございますが、2021年11月10日から上場廃止予定日（書面決議により可決された場合）まで2年3カ月程度の期間を設けることといたしました。（書面決議で重大な約款変更が否決された場合、繰上償還は行われず上場・運用が継続されます。）

つきましては、当ファンドをお持ちのご投資家のみなさまには、当ファンドの特性をご認識いただいた上で、上場廃止の可能性をふまえ、お取引のご判断をご検討賜りたく存じます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

4. 書面決議の判定

繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更を実施するため、2023年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定め、書面決議を実施する予定です。なお、繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更は、2023年12月20日頃にお送りします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（2023年12月21日から2024年1月9日）に賛成の意思表示をされた受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2023年11月14日の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および当該繰上償還にかかる約款変更反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第18条および同法第20条で準用する同法第18条に基づいて、2024年1月12日から2024年1月31日までの間に、当ファンドの受託会社に対して、2023年11月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取することを同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

6. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、当ファンドの取得申込は2024年1月12日以降、一部解約は2024年2月7日以降、受け付けないこととします。

<ご参考>

国際のETF VIX短期先物指数
投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
（信託期間） 第5条 この信託の期間は、 <u>信託契約締結日から2024年2月14日までとします。</u>	（信託期間） 第5条 この信託は、 <u>期間の定めを設けません。ただし、第43条第1項および同条第2項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定により信託を終了させることがあります。</u>

以上

当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

無期限（2010年12月15日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

<訂正後>

無期限（2010年12月15日設定）

繰上償還に関する書面決議が可決された場合、2024年2月14日まで（2010年12月15日設定）となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。